

越前市障がい者計画【令和3年度～令和8年度】

第6期越前市障がい福祉計画・第2期越前市障がい児福祉計画 【令和3年度～令和5年度】

<概要版>

1 計画の位置付け

越前市障がい者計画並びに越前市障がい福祉計画及び越前市障がい児福祉計画は、上位計画である越前市地域福祉計画「ともに生きる 福祉でまちづくり」の「誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくり、地域共生社会を構築する」という理念のもと、本市の障がい者施策を一体的に推進していくために策定するもので、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生する社会の実現を目指します。

2 計画の種別と期間

(1) 「障がい者計画」とは

「障がい者計画」は、障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本計画として定めるととされています。本計画は、国や県の障害者基本計画を背景に、市の基本理念を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するものです。

【計画期間：令和3年度から令和8年度までの6年間】

(2) 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」とは

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい者計画に基づき、障がい福祉サービス等の需要量を見込みつつ、その提供体制を計画し、自立支援給付等の円滑な実施を確保するための事項を定めるものです。

【計画期間：令和3年度から令和5年度までの3年間】

3 これまでの施策の実績の評価と課題

【実績と評価】

前回の計画は、「障がいのある人が笑顔で生きがいの持てる越前市」を基本理念とし、その柱となる基本目標である「地域で暮らし続けられるまちづくり」「自立と社会参加を支援するまちづくり」「ともに理解し、安心して暮らせるまちづくり」に基づき施策に取り組んできました。その中で主なものとして次の点を実績として評価しました。

①相談支援専門員との連携が強化され、地域での生活を支援しました。

②児童発達支援センターなないろにおいて、ペアレントプログラム講座等を開催し、発達障がいの理解を促進しました。

③優先調達の売上は目標を達成し、令和元年度の売上は約2,500万円でした。

④ニュースポーツの集いにおいて参加者を拡充し、令和元年度に開催された北信越ろう者体育大会への参加を促進しました。また、越前市みんなのこころをつなぐ手話言語条例を制定し、ワークショップを通して、手話への理解を深め、手話教室等を開催しています。

【課題】

一方で、次の課題が残されました。今回の計画に引き継ぐ必要があります。

①障がい理解や障がい者差別解消に係る一般市民への理解促進が十分ではなく、合理的配慮についての周知及び対応が十分ではない。

②障がい者の一般就労に係る支援体制及び促進体制が十分ではない。

③障がい者の情報アクセシビリティが十分ではない。共生社会の前提である情報取得とコミュニケーションの充実が必要である。

④障がい者が地域で安心して生活できるよう、障がい福祉サービスを自己選択・自己決定するに当たり、サービスの担い手不足の解消や関係機関の質の向上が求められている。

4 計画の対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）その他の心身の機能の障がいがある人であって、心身の機能の障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をこの計画の対象とします。

5 計画策定の趣旨

平成26年に国が障害者権利条約に批准し、基本的方向性が「障がい者支援」の視点から「権利擁護」の視点に変わりました。

そのことを踏まえ、本市の計画も、「支援される側」「支援する側」という関係の計画ではなく、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会を目指した内容とします。

6 計画の策定過程

今回の計画の策定過程にあってもまずは障がいのある当事者の声を十分に聴きつつ、その家族、地域住民等と実施した15回にわたるワークショップ及び事前に実施したアンケートにおける「なまの声」なども集約し、課題として整理したものを具体的課題とし、7回にわたる策定委員会において協議してきました。

越前市障がい者計画

基本理念	障がいのある人もない人もお互いに認め合い、 支え合うまちづくりの実現
------	---------------------------------------

計画の体系

基本目標	主な施策
1 ともに生きるまちづくり	共生社会についての市民理解の促進
	(1) 当事者主義の推進
	(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進
	(3) 障がいのある人の権利擁護
	(4) 虐待の防止のための取組の推進
2 安全・安心な生活のできるまちづくり	安全・安心な生活のための環境整備
	(1) 防災対策の推進
	(2) 情報アクセシビリティの向上
	(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
3 障がいのある人がいきいきと暮らせるまちづくり	自立した生活・自己実現のための環境整備
	(1) 外出・社会参加の推進
	(2) 福祉サービスの充実
	(3) 相談体制の充実
4 障がいのある人を生涯支えるまちづくり	ライフステージに応じた環境整備
	(1) 発達障がいのある人への支援
	(2) キャリア発達支援(就労支援・日中活動の確保)
	(3) 医療的ケア児への支援
	(4) インクルーシブ教育の推進

越前市障がい福祉計画・越前市障がい児福祉計画

第1項 令和5年度における成果目標

	事業名	成果目標
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所定員を超えない
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	県丹南健康福祉センターが設置する協議の場に参画
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	拠点事業の検証と検討を実施
4	福祉就労から一般就労への移行等	一般就労への移行を充実
5-1	障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターなないろの中核機能を充実
5-2	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	事業所開拓
5-3	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	・協議の場の実施 ・コーディネーターの配置
6	相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置を検討
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	福祉サービス関連協議体の設置

第2項 障がい福祉サービス等に係る必要量の見込み及びその確保のための方策

第3項 指定通所支援等の必要な量の見込み

全般的に、サービスの担い手不足及び実施事業所不足が課題となっています。事業所の参入を促進し、確保に努めます。

また、サービスを必要とする人が自己選択・自己決定できるよう、丁寧に情報提供し、支援者の質の向上に努めます。

第4項 地域生活支援事業

障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本市の地域資源や利用者の状況に応じて実施する事業です。

地域共生社会の実現に向け、18の事業を推進します。